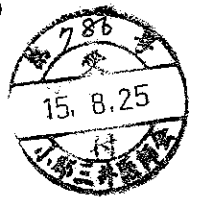




福岡医発第 1003 号 (総)
平成 15 年 8 月 22 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



「第 3 2 回医療功労賞」候補者の推薦について

標題について、福岡県保健福祉部長より推薦方依頼がありました。該当者があ
りましたら候補者推薦書により 9 月 2 2 日 (月) までにご推薦いただきますよう
お願い申し上げます。

なお、推薦される場合は、あらかじめ電話等でご連絡願います。「候補者推薦
書」をお送りいたします。

該当者がいない場合もその旨ご連絡下さい。

記

1. 主 催 読売新聞社
2. 後 援 厚生労働省・日本テレビ放送網
3. 主 旨 へき地・離島等の過疎地域・都市の人口過密地域等困難な
環境の中で医療業務に携わり、国民の健康管理・増進のため、
長年努力された方々の功績を表彰。
なお、詳細は別添推薦要項により応募願います。

1. 主 旨

日本の医療は、各地、各分野で献身的に働く医療従事者によって支えられています。その現場には、離島やへき地、豪雪地帯をはじめ、昼夜を問わぬ勤務を強いられる重症心身障害者施設や各種専門医療施設など困難な医療現場が数多く含まれています。また、劣悪な環境下にある発展途上国でも、多くの日本人が身を粉にして医療活動に取り組んでいます。こうした環境のもとで活動を続ける医療従事者は地域住民や社会にとってかけがえのない存在ですが、残念ながらその功績が社会的に評価され、報いられることはありません。

「医療功労賞」は、このような厳しい環境のなかで活動を続け、顕著な実績を残した医療関係者に光を当てることを目的に昭和47年に創設され、これまでに全国表彰者499人、各都道府県表彰者3,240人を顕彰してまいりました。

医療技術の進歩に伴い医療を取り巻く環境はめまぐるしく変化していますが、すべての人が適切な医療をうけられるよう厳しい環境のなかで努力されている医療関係者への期待はますます大きくなるばかりです。本賞が、職種、職域にとらわれることなく、これら医療環境の整備、向上に心血を注ぐ人たちの活動を支える一助となることを願っています。

2. 表彰对象

困難な環境下で働いている医療関係者か、各地の専門医療施設で献身的な取り組みをしている人。

3. 表彰

【国内部門】各都道府県より中央選考委員会に推薦された人の中から、約15名。

【海外部門】海外で活躍している人の中から、中央選考委員会が特に功績を認めた若干名。

4. 賞

厚生労働大臣賞

読売新聞社賞

副賞賞金100万円

日本テレビ放送網賞

エーザイ賞

が、各受賞者に授与されます。

※上記の表彰に先立って各都道府県から中央選考委員会に推薦された人に対して、「都道府県医療功労賞」が授与されます。

5. 発表

平成16年3月上旬 読売新聞紙上

6. 表彰式

平成16年3月 東京都内

推 薦 要 項

1 国 内 部 門

1. 応募資格

(イ) 困難な環境下か専門分野で、15年以上献身的に職務に励んで功績をあげた医療従事者。
主な具体例。

- 離島やへき地、豪雪地帯など地理的環境の厳しい医療過疎地での医療。
- 重度心身障害者施設、緩和ケア病棟（ホスピス）、ハンセン病療養施設等での医療。
- 救急医療、休日・夜間診療、難病医療、小児医療、移植医療、介護医療、メンタル・ヘルス・ケアなどの現場。

(ロ) 年齢は原則として50歳以上（平成15年10月31日現在）。

(ハ) 過去に褒章、叙勲、厚生労働大臣表彰（医療功労賞・保健文化賞、身体障害者自立更生者等の天皇皇后両陛下の拝謁を賜る表彰に限る）を受けていない者。

(ニ) 過去の主な受賞者の職種は次の通り（ただし、以下に限定するものではありません）

医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師
准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師（助手）		理学療法士
作業療法士	視能訓練士	臨床工学技士	義肢装具士	歯科衛生士
救急救命士	あん摩マッサージ指圧師		鍼灸師	管理栄養士
薬剤師	衛生検査技師	歯科技工士	ソーシャルワーカー	
児童指導員	医介輔（沖縄県のみ）		柔道整復師	言語聴覚士
社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	ケアマネージャー	

2. 推薦手続き

1) 候補者を推薦する団体（各市町村・関係機関等）または個人は、審査資料を記入要領（7、8ページ）に基づいて作成し、締め切り期日必着で裏面の各都道府県応募先に送ること。

2) 送付が必要な審査資料は、以下の通り（原本とコピーの各1部を送付すること）。

- (イ) 候補者推薦書（所定用紙）
- (ロ) 今後の活動計画の概要（A4の用紙に記入すること）
- (ハ) 活動地域の地図
- (ニ) その他、功績を判断する上で参考となる資料（新聞、雑誌の切り抜きなどの印刷物に限る）

3. 締め切り 平成15年9月30日（火）（必着）

4. 各都道府県の手続き

- 1) 各都道府県知事は、市町村・関係機関の推薦をとりまとめ、選考の上、10月31日（金）までに以下の要領で候補者を中央選考委員会に推薦する。推薦の際、各都道府県知事は「推薦候補者個人表」（所定用紙）に必要事項を記入し、推薦者欄に知事名を明記・押印の上、各市町村・関係機関からの書類（審査資料）と一緒に下記宛に郵送する。

〒104-8325 東京都中央区京橋2-9-2

読売新聞東京本社事業開発部「医療功労賞」事務局

電 話 03-5159-5886

FAX 03-5159-5878

2) 各都道府県の推薦ワク

各都道府県知事が中央選考委員会に推薦できる候補者数の目安は

- 北海道 および 東京都：最大8名
- 大阪府 ：最大6名
- その他の府県 ：2名程度 とする。

3) 手続き上の留意点

(イ) 過去の都道府県医療功労賞受賞者の再推薦について

過去に都道府県医療功労賞を受賞し、中央表彰からは漏れた者であっても、その後の活動状況が中央表彰にふさわしいと思われる場合、各都道府県は再推薦をすることができる。

(ロ) 「推薦候補者個人表」記入上の注意

- 本個人票は、市町村・関係機関から挙がってきた審査資料を元に、各都道府県が独自に調査を行って真実と認めた事項を記入すること。
- 【推薦理由】の項目は、推薦候補者の功績をできるだけ詳しく、具体的数字や過去のエピソードなどを挙げて記載すること。また、主たる功績が勤務地の地理的環境の厳しさによる場合には、その地理的環境を詳しく記載すること。
- 【山村振興法等適用状況】の項目には、推薦候補者の地理的環境を知る手がかりとして、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、離島振興法等の各法の適用の有無を明示すること。（申請時点ではなく、活動時期の相当期間における適用状況）

(ハ) 推薦手続きの効果

各都道府県から推薦を受けた医療従事者は、中央選考の候補者となると同時に、中央選考委員会の承認を経て「都道府県医療功労賞受賞者」となる。ただし、過去に「都道府県医療功労賞」を受賞している者は、再受賞できない。